

令和4年川南町教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時	令和4年1月25日（火）午前9時00分～午前10時15分
2 会 場	川南町生涯学習センター
3 出 席 者	坂本 幹夫教育長、川添 健一教育長職務代理者、 富山 美津子委員、小嶋 久美子委員、本多 京子委員
4 欠席委員	なし
5 関係職員	山本博課長、平部至誠教育対策監、橋口実課長補佐
6 議 事	

○教育長

ただ今から令和4年川南町教育委員会第1回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより本多京子委員を指名します。

○本多委員

はい。

○教育長

日程第2 「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3 「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。1月の報告事項でございます。1月3日に令和4年川南町成人式、規模を縮小して式典のみとなりましたが、多数の参加がありました。コロナの感染対策もしっかりと行ったところです。4日は仕事始め式と行政経営会議。6日は小中学校の第3学期の始業式となりました。7日は町校長会、賀詞交歓会は中止となりました。8日の消防始め式も中止となっています。10日に行われた市町村対抗駅伝大会では、市町村中20位ということですが、一昨年度の記録を5分以上短縮しました。11日は当初予算の町長、副町長査定に参加しました。14日は、各校長のフィードバック面談ということで、評価内容を示しております。17日は、教頭会と川南湿原の草出し作業を行いました。19日には、小嶋委員にも入っていただいて学校再編検討委員会が行われました。内容については、後ほど課長から詳しく報告があると思います。本日が定例会、総合教育会議、町教育研究所のオンライン研修、そして文化財保護審議会が行われ、天龍梅の町指定についてが議題にあがることになっています。27日には教育事務所の所長、副所長が来庁されまして、県人事異動についての経過説明を受けることになっています。この日には役場の人事ヒアリングも行われることになっています。30日は社会福祉協議会の職

員採用試験が予定されていましたが、応募なしということで中止となりました。2月の予定となります。2日は行政経営会議、4日の研究機関発表大会はオンラインで行われます。11日に予定していました生涯学習大会は、コロナの感染拡大に伴い、中止という判断をしました。13日は役場関係用務ということで、保育士採用試験の面接官として参加します。14日には、第2回学校運営協議会全体会を行う予定でしたが、紙面による発表という形にし、人が集まらないようにしたいと思います。15日の第2回教育支援委員会は、来年度の特別支援教育に関する重要な会議となりますので開催します。16日に研究所の発表会とニューフロンティア研究会の代表者会が予定されていましたが、これも集まる人数が多いということで、紙面による発表で行うように調整中です。17日が定例教育委員会、18日は人事異動の事前説明会ということで、この時には大方人事異動が固まっていると思います。24日は初任者の最後の研修会が行われます。新中学校関係についてということで記載をしておりますが、課長の報告の中で詳しく説明をしてもらいたいと思います。私からは以上です。次に課長お願ひします。

○課長

2ページから4ページをお願いします。

1番目になります。「川南町新中学校再編に伴う今後の進め方について」です。令和3年12月議会の議案第70号で「川南町立中学校統合整備基本計画の策定について」が賛成多数で可決されたことから進むべき方向性が決まりましたので、今後の体制等についてお示ししたいと思います。3ページになります。1の学校再編の体制づくりについてです。(1)では教育委員会の役割について記載しています。次に(2)についてです。教育課内に新中学校プロジェクト会議を設置し、今後の具体案を協議していきたいと考えています。担当内容、担当者については、記載のとおりでありますので御確認いただきたいと思います。(3)で学校再編検討委員会に関する記載をしています。この組織は副町長を委員長とする府内の課長等と教育委員会の代表で組織構成しています。本委員会から小嶋委員に参加していただいている。4ページになります。(4)川南町新中学校設立推進委員会についてです。中学校再編によって新たに設置する中学校の円滑な開校及び運営に関し必要な事項について検討するため「川南町新中学校設立推進委員会」を設置したいと考えています。推進委員会に、6つの部会を設置し、部会に関わる事項について協議することとします。この部会に、中学校教職員3名、中学校PTA役員2名、役場職員を1名から2名置くこととします。詳細については、記載されているとおりでありますので、御確認いただきたいと思います。2の新中学校整備方針について、5項目挙げています。「川南町立中学校の統合に係る基本方針」に基づいて整備を進めていきたいと思います。3の組織図では、それぞれの組織の位置づけを分かりやすくするため図式化しています。

2番目になります。令和3年度学校再編検討委員会の2回目の会議を先週19日(水)に開催しています。1で説明した「川南町新中学校再編に伴う今後の進め方について」協議を行いました。

3番目になります。宮崎大学との連携協定事業についてです。現在、本町と宮崎大学で包括連携協定を締結していますが、令和4年度から2つの項目について連携して事業に取り組む予定です。一つ目は、読解力の向上という視点を町内の全小中学校の研究内

容の一つとして位置付けて連携して事業を進めていきたいと思います。二つ目は、川南湿原の安定した水資源を維持するため、水質の環境調査を行うことにしています。

4番目になります。川南町文化財保護審議会が本日午後に開催されます。天龍梅の町指定に向けて協議することにしています。以上で報告を終わります。

○教育長

次に、教育対策監お願いします。

○教育対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

1月1日現在、本町の児童生徒数は、合計1289名です。3学期始業日の欠席者数は54名で、内訳はカッコの中のとおりであります。冬季休業期間中の児童生徒の生命に係る事故や問題等については、特にあがってきておりません。フロンティアルームには、1名減って、現在5名の児童生徒が通室しております。

次に教職員の状況についてですが、4月から12月まで交通事故が8件、交通違反が3件ございました。カッコの中の数字は昨年度の状況であります。昨年度に比べて本年度の交通事故及び交通違反件数は2倍になっております。このことから、校長会と教頭会の折に、3学期も職員朝会等で交通安全とともに交通ルールを遵守するよう職員に対して指導をお願いしたところでございます。これまでの行事ですが、そこに載せてある通りでございます。

今後の行事ですが、このあと、総合教育会議、同じく本日、町研究所の授業研究会で研究授業を計画しておりましたが、このような状況ですのでやむを得ず中止となりました。2月14日の学校運営協議会全体会と16日のNF総会につきましては、本県がまん延防止等重点措置区域に指定されていることから、紙面報告になりました。3月16日に中学校卒業式、24日に小学校卒業式、翌25日が修了式、そして30日に町教職員送別式が行われます。これから行事につきましては、児湯地区や町内コロナウイルス感染症拡大の状況により規模縮小等で実施することも十分考えられます。その他でございます。

1つ目の○、授業におけるICTの活用についてであります。1ページを御覧ください。これは昨年度の学校における教育の情報化の実態等に関する調査の確定値であります。大きく「教員自身の能力」と、「児童生徒への指導」に調査項目が分かれており、それぞれさらに4つずつ調査能力が設定されております。その結果が次の2ページに載せてあります。本県の教員のICT活用指導力の状況は、一番下に大きく書いてある通り、大項目AからDすべてにおいて最下位でした。県はともかく、本町においては、授業における効果的なタブレット端末の活用を積極的に図り、先生方が教師自身の能力、そして児童生徒の指導について自信を深めていただきたいと思っています。このことから、1月の校長会と教頭会の中で、3学期もタブレット端末を積極的に活用するようお願いしたところでございます。

続いて2つ目の○、小学校高学年一部教科担任制に関する今後の方向性についてであります。3ページを御覧ください。中学校では当たり前のように行われている教科担任制を来年度から小学校5年生、6年生のいずれか、あるいは両方において一部の教科を取り入れることが可能になります。ただし、県は学校が一部教科担任制に取り組む際は、

先生方の負担過重にならないように工夫して行う必要があるとしています。この小学校高学年における一部教科担任制に取り組むことは努力義務であり、学校規模や職員構成の実態なども異なりますので、来年度、一部教科担任制に取り組むかどうかは校長判断になります。

次に、3つ目の○、県の小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業についてであります。4ページを御覧ください。この事業の目的、ゴールイメージは、中程にあります、グローバル社会に対応できる人材の育成であります。現在、小学校でも外国語活動や外国語科の学習をしています。県は、一番下にあります、克服すべき課題を解決するために、小学校の新規事業を2つ、中学校の新規事業を1つ計画しています。

5ページの「全国学力・学習状況調査などの各種調査を活用して学力向上につなげましょう」についてです。真ん中の「今後のスケジュール」のところを見ていただきますと分かりますように、1月から3月にかけて、学びの確認と学びの見届けに取り組む必要があります。本町の喫緊の課題は学力向上ですので、各学校において、「学びの確認」と「学びの見届け」の確実な実施をお願いしたところでございます。上から2番目に「各種調査から見える宮崎の子どもたちの課題」として、「情報を整理・選択する力」と、「論理的に説明する力」が十分身に付いていないことが挙げられています。このことは、本町の児童生徒も例外ではないと思います。この二つの力を育成するための取組例が、小学校は6ページに、中学校は7ページに紹介されていますので、必要に応じて実践するよう依頼したところでございます。

続いて、8ページを御覧ください。学校運営協議会報告書の作成についてであります。2月14日（月）に予定しております、学校運営協議会の全体会が紙面報告になったことに伴い、各学校の教頭先生方にこの様式に基づいて、作成していただくこととしております。

令和4年度のふるさと川南の教育についてであります。9ページを御覧ください。川南町教育基本方針、川南町人権教育基本方針につきましては変更しておりません。次の10ページの令和4年度ふるさと川南の教育の推進に当たっての「1 目指す町民像」「2 基本的な考え方」、「3 総合的かつ計画的に取り組む施策」につきましても、本年度と変更はございません。14ページの4の令和4年度重点事項についてですが、各施策目標の重点事項について各係長が見直ししたものを反映しております。15ページの5の具体的施策の「総合的かつ計画的に取り組む施策」についても各係長が本年度の実績等を踏まえ、取り組む施策及び重点事項の見直しを図っており、令和4年度の重点事項には二重丸を付けております。詳細につきましては、この後の総合教育会議の中で説明させていただきます。

5ページに戻ります。最後の○、令和4年度年間行事についてですが、今、各学校で学校行事等の入力作業を行っていただいている。それを受けまして、2月の定例教育委員会で承認を得て、微調整の後、3月末日までに各学校に送付する予定です。以上で、私の説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○川添委員

3 学期始業式の欠席の状況は、県下全域で同じように多くなっているのでしょうか。

○対策監

具体的な数値は把握しておりませんが、おそらくコロナの感染者が出始めた頃なので、県下全域で同じような状況ではないかと認識しています。

○本多委員

フロンティアルームが一人減になったようですが、普通クラスに戻ったということですか。

○対策監

お試しで通級していた生徒が規定により通級期限を満了したということです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○小嶋委員

会議の進め方について確認させてください。対策監より説明のあった令和4年度ふるさと川南の教育については、この定例会で承認して総合教育会議に臨むということでよかったです。質問については、この定例会でおいた方がいいでしょうか。

○対策監

総合教育会議で議題として提案し、詳しく説明をしますので、その場で質疑を受けたいと思います。

○小嶋委員

この場で一つだけ質問させてください。各種スポーツ施設の整備及び管理のところに変更が加わっているのは、何か理由があるのでしょうか。

○教育長

その項目の下の欄に、宮崎国スポ開催に向けた準備というものがあります。これと関連しまして、所管は建設課になりますが、野球場、陸上競技場及び弓道場の整備を計画するものです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

宮崎県の教職員のＩＣＴ活用指導力の状況が全国で最下位との説明がありました、この件については予想されていたことなのでしょうか。

○対策監

町内の教職員に関して言いますと、学校訪問等でも確認していますが、タブレット導入元年ということで、授業において積極的な利活用は見られます。私の見立てでは、本町の教職員は頑張っている方だという印象を持っています。

○川添委員

わかりました。

○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告

及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第1号は、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和4年1月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第2号は、〇〇〇学校の〇〇〇〇氏の育児休業の承認を内申するものです。

なお、期間は、令和4年2月1日から令和4年12月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処

分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第3号は、○○○○氏を○○○学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和4年1月6日から令和4年3月31日です。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第4号は、○○○学校の○○○○氏の育児休業の承認を内申するものです。

なお、期間は、令和4年2月19日から令和5年12月24日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

令和5年となっていますが、間違いではないですか。

○課長補佐

育児休業は、子どもが3歳に達する日まで取れることになっていますので間違いではありません。

○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第8、議案第1号「令和2年度教育

に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、別紙報告書を議会に提出し、公表するものです。令和2年度川南町教育委員会の自己点検・評価シート、川南町教育委員会評価委員意見書を別紙で配付していますので御確認いただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。事務局からもう少し具体的に説明する項目があればお願いします。

○課長

例年であればもう少し早い時期に提案をしておりましたが、今年度は遅くなり申し訳ありません。内容については課長補佐が説明します。

○課長補佐

例年の評価と比べて大きな違いが出ている箇所は、コロナウイルス感染症対策のため、教育委員の研修や学校訪問ができなかつたことにより、自己評価を大きく下げている点があります。その他の項目は、大きな変更点はありません。

○教育長

何か質疑はありませんか。

○川添委員

教育研究所という言葉が出ていますが、所長は誰がされているのですか。また、各学校から1名の先生が参加されるということでよろしかったですか。

○教育長

所長は、私が務めています。各学校からは1名が基本ですが、規模の大きい学校からは2名出ています。今年は11名で活動しています。

○教育長

他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり、可決されました。日程第9、議案第2号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号、就学学校指定変更申請の承諾についてです。

川南町学校通学区域規則第4条の規定に基づき、指定学校を変更したい旨の申請をすることができます。既に申請があり、規定に基づき明らかに変更が認められるものについては、教育長決裁のもと、許可手続きを進めています。今回の議案につきましては、教育委員会に諮るべき事案として提案するものです。申請者保護者が○○○○さん、児童生徒が○○○○さんです。指定された学校は、○○学校ですが、○○学校を希望しています。指定変更を求める理由については、申請書に記載されているとおりであります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

確認ですが、○○学校に就学すれば、親族のサポートが受けられるということでよろしかったですか。

○教育長

はい。他に質疑はありませんか。

○富山委員

送迎に問題はありませんか。

○課長

家族、親族で行うことになっています。

○教育長

他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり、可決されました。日程第10、議案第3号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号、就学学校指定変更申請の承諾についてです。この件についても教育委員会に諮るべき事案として提案するものです。申請保護者が○○○○さん、児童生徒が○○○○さんです。指定された学校は、○○学校ですが、○○学校を希望しています。指定変更を求める理由については、申請書に記載されているとおりであります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

変更理由が理解できないのですが、詳しく説明をしてもらえないでしょうか。

○教育長

私から説明します。（内容については、個人を特定される恐れがあるため削除）

○川添委員

わかりました。

○教育長

保護者の不安を取り除く必要があると思います。

その他質疑はありませんか。

○小嶋委員

変更を求める理由を読むと保護者目線のことが主に書かれていますが、本来であれば、本人も希望しているという一言が確認したい気持ちはあります。しかし、保護者に強い不安があるのであれば、柔軟に認める必要はあると思います。その際には、再度の学校変更は難しくなるということを伝えておくべきだと思います。

○課長

委員会での内容を申請者に伝えておきます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり、可決されました。日程第11、議案第4号「会計年度任用職員の病気休暇の承認について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第4号、川南町教育委員会会計年度任用職員の病気休暇についてです。

川南町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年度川南町規則第32号）第14条及び第18条の規定により病気休暇について提案するものです。

当該職員は○○○○氏 です。

期間は、令和4年2月9日から令和4年2月24日までとします。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いします

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

この期間であれば手術まで行うようなものでしょうか。

○課長補佐

お見込みのとおりです。

○教育長

他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号「会計年度任用職員の病気休暇の承認について」は、原案のとおり、可決されました。日程第12、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願ひします。

○課長補佐

就学学校指定変更申請の承認について、先ほど課長が説明しました教育長専決で承認したものと報告します。主な申請理由は、校区境に居住する者、希望の部活動がない者、下校時に祖父母宅に帰宅する者となっています。

○教育長

ただいま報告がありましたが質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○小嶋委員

小規模特任校制度を利用されている方もいらっしゃるようなので、小規模特任校制度について改めて説明をお願いします。

○教育長

小規模特任校制度とは、川南小学校が指定学校だったとしても山本小学校には変更できるという制度になります。これは入学時の制度になります。他に質疑はありませんか。

○小嶋委員

今日の審議でなくてもいいのですが、先ほど就学学校指定変更について審議しましたが、現在は中学校が2校ありますのでどちらかを選ぶことができます。しかし、今後再編され新中学校になると、この方法がとれなくなるので、今以上に学校内での人間関係のトラブルに対応するとか、人間関係を円滑にするとか、今のうちから考えておかないといけないと思います。

○教育長

計画では、現小学校4年生が新中学校の1年生になりますので、今のうちから人間関係交流学習を含めて、異校種間の連携、交流などを考えておかなければならぬと、まさに、小嶋委員の言われるとおりです。教育委員の皆様から、何かございませんか。

[「ありません」と言う声あり]

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、2月17日としてよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、2月17日木曜日9時30分から定例会を行うことに決定しました。これで、令和4年第1回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和4年2月17日

川南町教育委員会 教育長 坂本 駿大

川南町教育委員会 教育委員 本多 京子